

一般社団法人 日本いのちの電話連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本いのちの電話連盟と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区富士見一丁目2番32号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、自殺をはじめとする精神的危機にあつて援助を求めている人たちのために、電話などによる相談事業および心の健康増進に関する普及啓発事業を行い、もって精神保健福祉、社会福祉と公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国のいのちの電話センターにおいて行われている主に電話相談等の推進、調整に関する事業。
 - (2) 一般市民への自殺予防に関する普及啓発事業を行うとともに日本自殺予防シンポジウムの開催等に関する事業。
 - (3) 相談員の資質向上等のために、全国研修会を実施する事業。
 - (4) 研修スタッフのために、定期的に研修会を実施する事業。
 - (5) 国際自殺予防学会、電話相談関連の国際組織と連携し、研究と実践の交流を推進する事業。
 - (6) 自殺予防等に関する国内外の資料や文献の収集、並びにそれらに関する出版物を刊行する事業。
 - (7) 自殺予防・心の健康に関する地域の諸組織と連携を図り活動を充実するための事業。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な公益に関する事業。
- 2 前項第1号、第2号、第5号、第6号、第7号は公益目的事業とし、日本全国において行う。

(公告)

第5条 欠条

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の第4条の事業に賛同する団体または個人であって、次条の規定により、当法人の社員とする。また、団体の場合は、法人格をもつ地域のいのちの電話センターをもって構成員とする。

なお、「いのちの電話」名称使用及び、地域センター設置にかかわる認定基準は別に定める。

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、理事会が別に定める基準により、理事会においてその承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、理事会において別に定める額を負担する。

(任意退社)

第9条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第2項に定める社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の負担義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 社員総会の決議によるとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年、事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。
- 5 理事会において社員総会に出席しない社員が書面または電磁的記録により同意の意思表示で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席をした社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録署名人は、議長及び出席した理事2名とし、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内とする。
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また2名を副理事長とする。
 - 3 理事長、副理事長以外の1名を業務執行理事とし、業務執行理事をもって常務理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務の一部を代理し、または代行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、当法人の業務を分担執行し、理事長、副理事長がともに事故又は欠員のときは、その職務の一部を代理し、又は代行する。

5 理事長、副理事長および常務理事がともに事故又は欠員のときは理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者 1 人を定める。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事の資格)

第 24 条 監事のうち少なくとも一名は、次のいずれかに該当する者の中から選任するものとする。

(1) 税理士

(2) 公認会計士

(3) 法人の計算書類の作成業務経験が 3 年以上である行政書士

(4) 非営利法人の経理事務経験が 5 年以上ある者

(5) 会計について前各号の者と同等以上の技能を有するものと認められる者

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(開催)

第 30 条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

2 定時理事会は毎年 2 回、開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から理事会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により理事会開催の請求があったとき。
- (3) 監事から招集請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録署名人は、議長及び出席した理事 2 名とし、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第 35 条 欠条

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け、社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配)

第38条 当法人の剰余金は、一切これを分配してはならない。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項第 3 号から第 6 号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）にお

いて、公益目的取得財産残額があるときは、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、社員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附則

(委任)

第47条 この定款に別に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第48条 当法人の設立初年度の事業年度は、第36条の規定にかかわらず当法人の設立の日から平成22年3月31日までとする。

(施行日)

第 49 条 この定款は当法人の設立の登記の日から施行する。

(設立時役員等)

第 50 条 当法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時	理事	樋口 和彦
設立時	理事	植村 圭子
設立時	理事	日下 忠文
設立時	理事	小島 克己
設立時	理事	近藤 俊朗
設立時	理事	齋藤友紀雄
設立時	理事	榊原 高尋
設立時	理事	白井 徳満
設立時	理事	塚本 隆三
設立時	理事	出村 和子
設立時	理事	淵野 耕三
設立時	代表理事	樋口 和彦
設立時	監事	朝居 健
設立時	監事	大川 博之

(設立時社員)

第 51 条 設立時社員の住所、氏名は次のとおりとする。

設立時社員
(省略)

(法令の準拠)

第 52 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上一般社団法人日本いのちの電話連盟設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 21 年 9 月 17 日

設立時社員

氏名 樋口 和彦

氏名 植村 圭子

氏名 日下 忠文

氏名 小島 克己

氏名 近藤 俊朗

氏名 齋藤友紀雄

氏名 榊原 高尋

氏名 白井 徳満

氏名 塚本 隆三

氏名 出村 和子

氏名 渕野 耕三

- ・ 2010 年（平成 22 年） 6 月 4 日変更
- ・ 2011 年（平成 23 年） 9 月 3 0 日変更
- ・ 2015 年（平成 27 年） 9 月 2 5 日変更
- ・ 2020 年（令和 2 年） 6 月 2 6 日変更